

志布志市 高齢者保健福祉計画及び 第9期介護保険事業計画

共に助け合い 心豊かに 笑顔で生き生きと暮らせるまち

令和6年度
(2024)



令和8年度
(2026)

概要版



令和6年3月

鹿児島県 志布志市

高齢者保健福祉計画及び

第9期介護保険事業計画を策定しました。

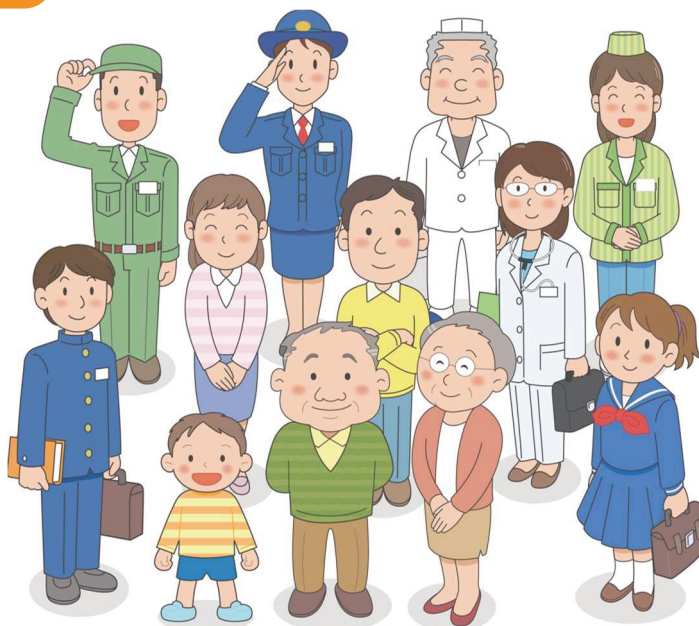
本市の令和5年10月時点の高齢者人口*は、10,828人、高齢化率37.0%となっています。この高齢化・長寿化の進展は今後も止まることなく進むことが予想され、高齢者本人が自立に向けて取り組むこと、高齢者の家族が支えていくこと、地域社会が高齢者やその家族を見守り支えていくこと、行政が超高齢社会に向けた施策を展開することなど、それぞれの主体的役割において、力を発揮し、絆を強め、互いに連携し合うことがさらに重要となります。

高齢者もその家族も、住みなれた地域において健康で生きがいを持ち、安心して暮らせるよう、志布志市の高齢者施策の基本指針として「**高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画**」を策定しました。

(*住民基本台帳人口)

計画の
基本理念

共に助け合い 心豊かに
笑顔で生き生きと暮らせるまち



● 計画の期間



基本理念

共に助け合い心豊かに笑顔で生き生きと暮らせるまち

基本目標 1 | 自分らしく心豊かに生きがいをもち暮らせる（生きがい）

- 1 社会参加活動への支援
- 2 就労等生きがいのある暮らしへの支援

基本目標 2 | 生き生きと健やかに暮らせるまち（健康）

- 1 年代に応じた健康づくりの推進
- 2 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

基本目標 3 | 人と人とがつながり支えあう（つながり）

- 1 多様な支援の創出
- 2 安全安心・見守り体制の充実
- 3 地域包括ケアシステムの深化に向けた体制の構築

基本目標 4 | 心を寄せ合い安心して最期まで暮らせる（最期まで）

- 1 認知症施策の推進
- 2 生活を支える人たちの連携体制の構築
- 3 権利擁護・虐待防止の推進
- 4 在宅家族介護者等への支援

基本理念の実現に向け、
4つの基本目標を設定して
施策を推進します。



基本目標 1

生きがい

自分らしく心豊かに生きがいをもち暮らせる

高齢者が豊富な知識や経験を生かし、働き、楽しみ、地域活動を行うなど、生涯にわたり、心豊かに過ごしていくため、多様な活動、世代間の交流、就労等の支援など、誰もがいきいきと自分らしく生活していくための生きがいづくりを促進します。

施策の方向性	1 社会参加活動への支援	社会との関わりを継続し、自らの力を発揮しやすく、その人らしい暮らしができるような地域づくりを推進します。
	2 就労等生きがいのある暮らしへの支援	高齢者が長年培った知識・経験を就業や生きがいづくりの場に生かしながら、その意欲と能力に応じて社会を支えていく体制づくりが重要になります。



基本目標 2

健康

生き生きと健やかに暮らせるまち

健康寿命の延伸、疾病の早期発見・早期治療のため、住民一人ひとりが健康を意識して自らが行動できるよう、各ライフステージに応じた健康づくりを促進します。また、身近な場所での介護予防や疾病予防・重症化予防を一体的に取り組みます。

施策の方向性	1 年代に応じた健康づくりの推進	自らの健康状態や生活習慣を振り返り、健康的な生活習慣を確立できるよう各種健康づくり事業を通して自己管理意識の高揚を図るとともに年代に応じた健康づくりを行います。
	2 介護予防・日常生活支援総合事業の充実	高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも自分らしく生活し続けることができるよう、介護保険法の自立支援・重度化防止の理念に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業を実施します。また、住民が主体となって運営する身近な所での通いの場づくりを推進し、地域の自助・互助の充実に努めます。 さらに保健事業と介護予防の一体的実施に取り組み、高齢者が切れ目のない保健指導を受けることができるよう、健診の勧奨、訪問、通いの場での教育を実施します。



人と人がつながり支えあう

誰もが地域で安心して生活できるよう、住民主体の活動や関係団体と連携を図り、生活支援のための地域資源の開発や見守り活動の推進に努めます。また、生活課題の解決のため、世代や分野を超えて地域がつながる地域共生社会を目指します。

施策の方向性	1 多様な支援の創出	人口減少に伴い、サービスの担い手となる人材の不足が懸念されます。介護支援専門員、ホームヘルパー等の介護サービス従事者の専門職としての能力向上や市民主体の多様な生活支援やボランティア等の担い手の育成に努めるとともに、インフォーマルサービスの充実を図ります。
	2 安全安心・見守り体制の充実	高齢者やその家族等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、様々な関係者等と連携し、地域づくりや見守り体制の充実を図ります。
	3 地域包括ケアシステムの深化に向けた体制の構築	いわゆる団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を迎え、中長期的には生産年齢人口の急減と介護ニーズの更なる増加が見込まれる中で、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいきます。また、今後高齢化が一層進む中で、全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指します。

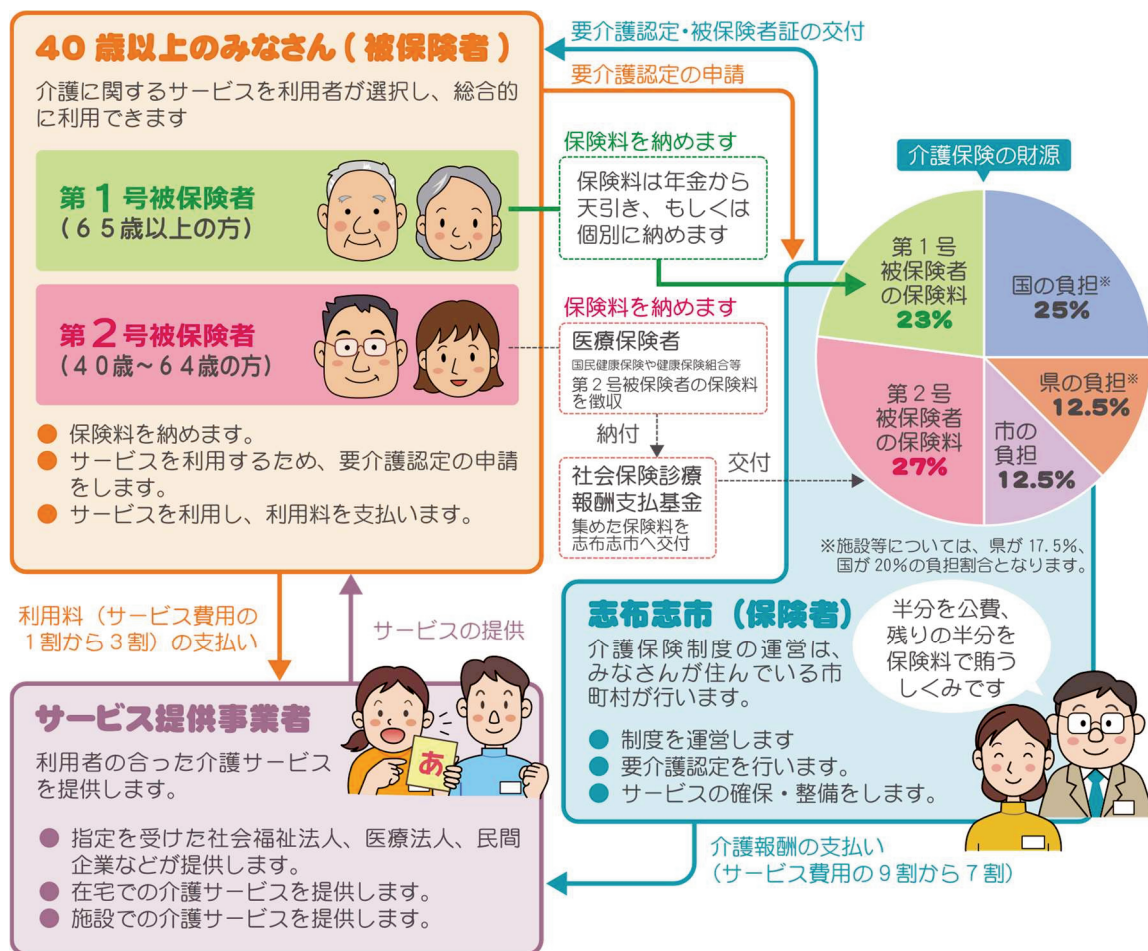
心を寄せ合い安心して最期まで暮らせる

高齢者が地域の中で尊厳をもって暮らせるよう医療、介護、生活支援、その他の資源の連携等による地域のケア体制を推進します。また、認知症への理解を深めるための啓発活動や初期段階での支援を行い、認知症になっても住み慣れた地域での生活が継続できるよう支援体制の構築を図り、自分らしく安心して暮らせるまちを目指します。

施策の方向性	1 認知症施策の推進	国は、総合的に認知症対策を推進するため、「認知症施策推進大綱」の基本的な考え方（認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進）に沿った取組を提唱しています。今後も、認知症の人やその家族の視点を重視し、認知症に対する理解の促進を図るとともに、相談支援体制の整備等、本市の実情に応じた多様な認知症施策を展開していきます。
	2 生活を支える人たちの連携体制の構築	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、必要な医療と介護、福祉等の連携を更に深め推進します。
	3 権利擁護・虐待防止の推進	全ての人が地域の中で尊厳をもって生活することができるよう地域包括支援センターを中心に、本人・介護者・介護保険事業者等への相談機能の充実と自己決定できる支援が必要です。また、援助が必要な対象者については、行政や各種相談支援機関等と連携しながら、利用者の自己選択を確保できる権利擁護システムの確立に努めます。
	4 在宅家族介護者等への支援	要介護者等の介護者の負担を軽減し、要介護者の在宅生活の継続及び向上を図るため支援の充実を目指します。

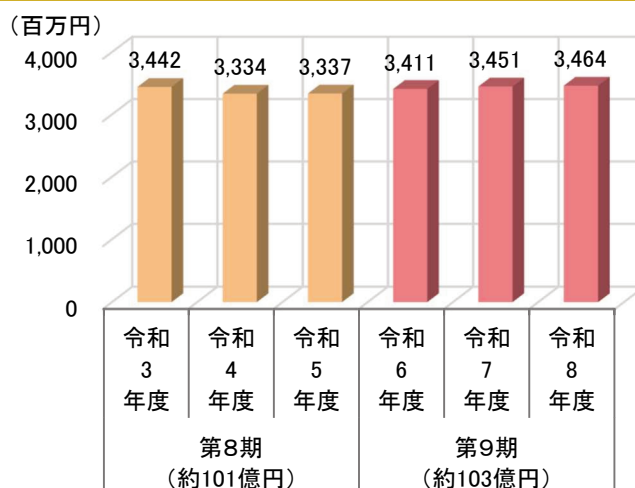
介護保険は 40 歳以上の方が加入保険です。

介護保険制度は、みなさんの住む志布志市が保険者となって運営します。40 歳以上の方全員が被保険者（加入者）となって保険料を負担し、介護が必要と認定されたときには、費用の一部（原則として 1 割から 3 割）を支払って介護サービスを利用するしくみとなっています。



給付費の推移と見込み

第 9 期の 3 年間に必要な給付費（特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料を除く）は、第 8 期の約 101 億 2576 万円から、約 103 億 2522 万円に増える見込みです。



1号被保険者（65歳以上の方）の保険料算出方法

$$\text{介護保険サービス費用} \times \text{65歳以上の方の負担割合（23\%）} \div \text{65歳以上の方の人数} = \text{基準額}$$

みなさんに納めていただく令和6年度から令和8年度までの3年間の介護保険料は、**保険料基準額**をもとに、次のとおり所得に応じて設定されました。

段階	保険料率	対象者	年額	月額
第1段階	基準額×0.285 (軽減前: 0.455)	生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税	21,204 (33,852)	1,767 (2,821)
		世帯全員が市町村民税非課税 (合計所得金額+課税年金収入≤80万円)		
第2段階	基準額×0.465 (軽減前: 0.665)	世帯全員が市町村民税非課税 (合計所得金額+課税年金収入≤120万円)	34,596 (49,476)	2,883 (4,123)
第3段階	基準額×0.685 (軽減前: 0.690)	世帯全員が市町村民税非課税（上記以外）	50,964 (51,336)	4,247 (4,278)
第4段階	基準額×0.900	本人が市町村民税非課税 (課税年金等収入+合計所得金額≤80万円)	66,960	5,580
第5段階	基準額	本人が市町村民税非課税（上記以外）	74,400	6,200
第6段階	基準額×1.250	本人が市町村民税課税で、 合計所得金額が120万円未満	93,000	7,750
第7段階	基準額×1.300	本人が市町村民税課税で、 合計所得金額が120万円以上210万円未満	96,720	8,060
第8段階	基準額×1.500	本人が市町村民税課税で、 合計所得金額が210万円以上320万円未満	111,600	9,300
第9段階	基準額×1.700	本人が市町村民税課税で、 合計所得金額が320万円以上420万円未満	126,480	10,540
第10段階	基準額×1.900	本人が市町村民税課税で、 合計所得金額が420万円以上520万円未満	141,360	11,780
第11段階	基準額×2.100	本人が市町村民税課税で、 合計所得金額が520万円以上620万円未満	156,240	13,020
第12段階	基準額×2.300	本人が市町村民税課税で、 合計所得金額が620万円以上720万円未満	171,120	14,260
第13段階	基準額×2.400	本人が市町村民税課税で、 合計所得金額が720万円以上	178,560	14,880

※第1段階～第3段階は、低所得者保険料軽減事業による軽減を行っております。

介護保険料は介護保険事業を支える大切な財源です。ご理解とご協力をお願いいたします。

参加してみませんか

生涯学習講座

生涯学習については、まち全体を学び舎に「いつでもどこでもだれでも」のスローガンのもと、生涯学習センターが中心となり、公民館主事と連携を図りながら、志布志市文化会館で行っている「中央講座」と、地区公民館等で行っている「地区講座」に分かれて実施しています。



高齢者学級

市内在住の60歳以上の方々を対象に志布志地区では「いきがい大学」、有明地区では「開田の里すこやか大学」、松山地区では「やっつくさわか大学」としてそれぞれ実施し、健康増進・自己研鑽のための研修、参加者交流を定期的に行い、生きがいや学習意欲の向上につなげています。

内容は、健康で生き生きとした生活を送れるよう心身の健康保持及び増進を図るために「健康づくり」や「研修視察」「軽スポーツ」などの学習活動を行っています。

いきいきセンター（地域包括支援センター）は、 高齢者支援の中核機関です。

高齢者が住みなれた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするためには、できるだけ要介護状態にならないための予防対策から、高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスまで、様々なサービスを高齢者の状態に応じ、切れ目なく提供することが必要です。このため志布志市では、地域の高齢者の心身の健康保持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定に必要な援助・支援を包括的に行う中核機関として、**いきいきセンター（地域包括支援センター）**を設置しています。

私たちが連携して対応します。



（主な支援内容）

- 高齢者の実態把握、総合相談・支援
- 虐待防止・権利擁護
- 包括的・継続的ケアマネジメント
- 介護予防ケアマネジメント

こんな不安や悩み
はありませんか？

介護保険や
福祉サービスに
ついて知りたい。

認知症について
知りたい。

物忘れが気になる。
お金の管理が
あやふや。

入院中だが
退院後の
生活が心配。

介護のことで
悩んでいる。

介護にならない
健康づくりの方
法を知りたい。

一人暮らしの
親が気になる。

虐待や暴力かも？



ご質問・ご相談は...

いきいきセンター（地域包括支援センター）まで



099-474-1111

（内線 360）